

科研基盤A (19H00618) 「中等教育の生徒が早期離学・中退・進路変更する要因と対策に関する国際比較研究」

新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応： ドイツ

布川あゆみ（東京外国語大学）・辻野けんま（大阪市立大学）

2020年7月13日

Copyright© 2020 A.Fukawa & K.Tsujino. ALL rights reserved

概要

- ドイツは**就学義務**(Schulpflicht)がある国。
- 修得主義の観点から、初等教育段階から原級留置（留年）がある。
- 新型コロナウイルスの影響による休校期間は3月中旬より約1か月半に及んだ。
- その間はオンデマンド型の動画教材が配信された（州単位）。
- 学校再開にあたっては、進学期にあたる学年を優先的に登校：
 - ① Abitur（大学入学資格試験）を受験する第12・13学年の生徒
 - ② 中等教育段階への進路選択を控える第4学年の児童
- 休校期間中の授業時数を学校再開後に完ぺきに取り戻そうとする傾向はみられない。
- 授業／学年単位で修得状況を把握するためのテストを実施しようとする動きもない。
- 夏休み短縮（授業時数確保）の議論はなく、例年通り、すでに夏休みに入っている。
- 年度終了までに扱いきれなかった教育課程内容は翌年度へ繰り越しされている。

ドイツの教育に関する基本情報：

- 州（計16州）が教育に関して独自の権限をもつ。【文化高権：Kulturhoheit】
- 連邦政府は直接的には関与していない。
- それぞれの州に文部省(Kultusministerium)が置かれる。
- 州を超える合意として教育スタンダード(Bildungsstandards)が存在する。
- 各州がそれに準じて教育課程の基準を策定。
- 教育スタンダードも連邦政府ではなく各州の合議として進められている。
- 教育課程の編成は、各学校に一定の裁量が委ねられ、実体をともなっている。
- 学校の役割は授業(Unterricht)に焦点化（部活動や広範な生徒指導等がない）。
- ゆとりがあるかのようにも見えるが、授業をどう行うかが広範に専門職の裁量とされているため個々の教員の判断と責任が大きい。

—義務教育

- 年齢：6歳から18歳/19歳
- 対象：ドイツに居住するすべての子ども（外国人・非正規滞在、無国籍者を含む）
- 就学義務：あり。無償で提供される。

【州による義務教育制度の違い：3つの分類】

- ① ブレーメン、ハンブルク、ラインラント＝プファルツ、ザクセン＝アンハルトは12年間（ハンブルクは11年間）という期間のみによる統一的な就学義務規定。9年間（ブレーメンは10年間）のフルタイムの一般教育学校への就学にくわえてパートタイムの職業学校への就学を義務とする。
- ② ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレンは就学義務を初等段階と中等段階Iとして課す。
- ③ 他の州は9年ないし10年のフルタイムの就学義務と約3年の職業学校就学義務を課す。

出典：Hermann Avenarius/Felix Hanschmann (2019), Schulrecht, 9. Aufl., Carl Link, S.356.

就学義務の法的根拠は州憲法であり、基本法（憲法）上に直接の規定が無い。逆に、基本法上では子どもと親の権利が規定されている（第2条：人格を自由に発達させる権利、第6条：自然権としての親の教育権）。そのため、就学義務は子どもの基本権に対する国家の集中的・継続的な介入でもあるとされている。このような国家による市民の基本権への介入は、それが正当化される範囲においてのみ許容されると考えられている。

出典：Johannes Rux (2018), Schulrecht, 6. Auflage, C.H.Beck, S.39-40.

－教育課程の基準

大枠

- 各州が教育課程の基準を策定するが、各学校の裁量も保障されている。（前述）
- 州を超える合意として教育スタンダードが各州文部大臣の合議体である常設文部大臣会議(**KMK**: Kultusministerkonferenz)によって策定されている。
- 学年暦：法令上8月1日から翌年7月31日まで。州や年度により異なる。2学期制。

※交通機関の混雑などを避けるため、夏休みに入る時期は数年先までKMKによって調整されており、各州6月初旬～7月初旬の間で順次夏休みに入る（全16州同時期に一斉に夏休み開始とはならない）。

→ 夏季休暇に関する情報ポータルサイト

(KMK) :<https://www.kmk.org/service/ferien.html>

- 現時点で、2022/23年度までの各州の夏季休暇開始・終了時期が公開されている。
- 修得(課程)主義
- 原級留置（同一学年2度まで）、飛び級有

※なお原級留置に関しては、近年その意義が問われ、学校教育段階に応じて、あるいは全義務教育段階において廃止する州もでてきている。

－教育課程（続き）

- 年間の授業を行う週は、一般に38週で考えられている。
- 学年毎ではなく、複数学年を括りとして授業時数を規定。
- 授業の1単位時間は45分間（初等・中等共通）。

2011／12年度

初等教育（第1～第4学年）

- 目的：一人ひとり異なった学習条件や学習能力をもつ子どもが、自身の生活世界における方向づけや行動基盤とともに、中等教育段階の学校での学習の基礎を構築できるように促進すること。
- 内容：読み、書き、計算の習得を中心に行われる。教科としては、ドイツ語、算数、英語／フランス語（その他外国語）、事実教授（事実科）、美術、音楽、体育、宗教などがある。
- 授業時数 年間648～741、週22～26時間。

中等教育（第5～第9学年：基幹学校、第5～第10・11学年：実科学校、第5～第12・13学年：ギムナジウム、第5～第13学年：総合制学校、第1～第13年：総合制学校）

- 目的：生徒一人ひとりの能力や適性にあわせて基礎教育を授け、生徒に、二元式の職業教育訓練に入るための、あるいは後期中等教育段階の全日制の普通教育課程または職業教育課程に入学するための資格および能力を身に付けさせること
- 内容：教科として、ドイツ語、数学、第一外国語、自然科学、社会科、音楽、美術、体育が必修／選択必修教科
- 授業時数(年間849～912、週30～39時間)

出典：

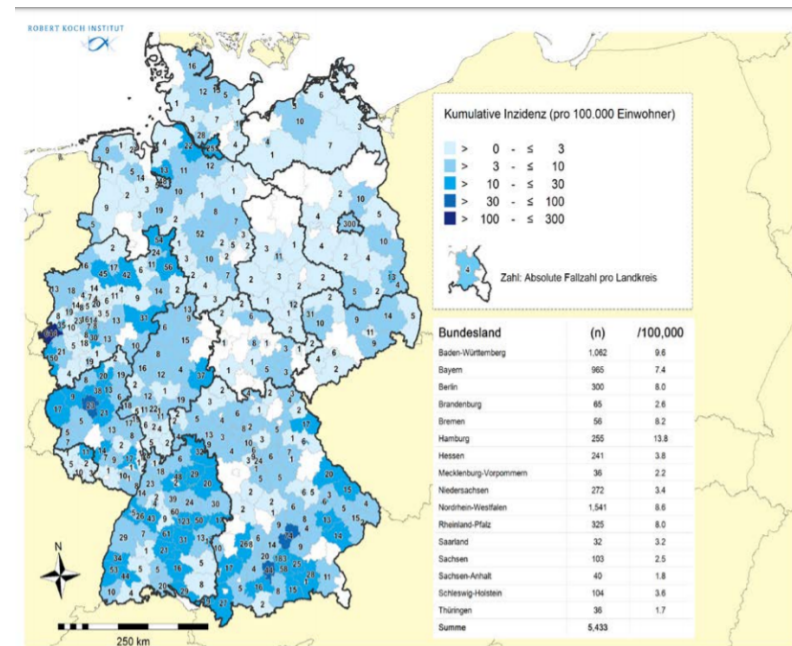
Autorengruppe Bildungsberichterstattung, 2012, *Bildung in Deutschland 2012*, S.259.

文部科学省編（2016）「ドイツ」『諸外国の初等中等教育』明石書店, pp. 163-215.

ドイツにおける新型コロナウイルス感染症発生状況

- ドイツ全体では、ハンブルク(北部)、バイエルン(南部)、ノルトライン＝ヴェストファーレン(西部)、ベルリンで感染が特に深刻化。
- これらの地域に共通しているのは、都市部で人口が密集している地域であること。また移民集住地域とも重なる。
- 住環境、健康状態（基礎疾患の有無）、文化的背景などとの関連が考えられるが、因果関係については不明。
- 旧東側は感染が広まっていない。

各州が休校に入ったころのドイツにおけるCovid-19発生状況（2020年3月16日15時公表の情報）



ロベルト・コッホ研究所

https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Situationsberichte/Archiv_M%C3%A4rz.html

COVID-19にともなう学校閉鎖・再開に関する諸州の動向

各州の学校閉鎖

- 2020年3月16日: ハンブルク
- 2020年3月16日: ブレーメン
- 2020年3月16日: ニーダーザクセン州
- 2020年3月16日: メクレンブルク = フォアポンメルン州
- 2020年3月16日: シュレスヴィヒ = ホルシュタイン州
- 2020年3月16日: ザクセン州
- 2020年3月16日: ザクセン = アンハルト州
- 2020年3月16日: ベルリン
- 2020年3月16日: ザールラント州
- 2020年3月16日: ラインラント = プファルツ州
- 2020年3月16日: バイエルン州
- 2020年3月17日: バーデン = ヴュルテンベルク州
- 2020年3月17日: ヘッセン州
- 2020年3月17日: テューリンゲン州
- 2020年3月18日: ノルトライン = ヴェストファーレン州

常設文部大臣会議(KMK)の動向

- 2020年3月19日 メルケル首相演説
- 2020年3月12日KMK決議「コロナ・ウイルスへの対応」
KMK (2020), Zum Umgang mit dem Corona-Virus, Beschluss vom 13.03.2020.
- 2020年4月28日KMK決議「コロナ・パンデミック一学校における授業再開のための基本構想」
KMK (2020), Corona-Pandemie: Rahmenkonzept für die Wiederaufnahme von Unterricht in Schulen, Beschluss vom 28.04.2020.

→ 学校の授業再開にあたり11項目の共通枠組みを示す。

- ①段階的再開、②安全衛生措置、③児童生徒支援の体制、④教科、⑤集団規模・授業時間、⑥休み時間、⑦応急措置、⑧特別な支援を要する児童生徒への対応、⑨試験、⑩教職員の配置、⑪学校設置者との調整

→ くわえて全州の教育大臣が6項目の追加措置を決定。

- (1)あらゆる子どもの機会の平等と公正、(2)夏休みの扱い、(3)学校の段階的再開、(4)夏季休暇までの個別登校の可能性、(5)対面授業のかわりの在宅学習および学習・教授のデジタル化、(6)デジタル環境を必要とする子どもへの支援

- 2020年6月18日 KMK発表「遅くとも夏休み後は通常の学校運営へ」 KMK Pressemitteilung: Regulärer Schulbetrieb spätestens nach den Sommerferien.

2020年3月19日のメルケル首相演説



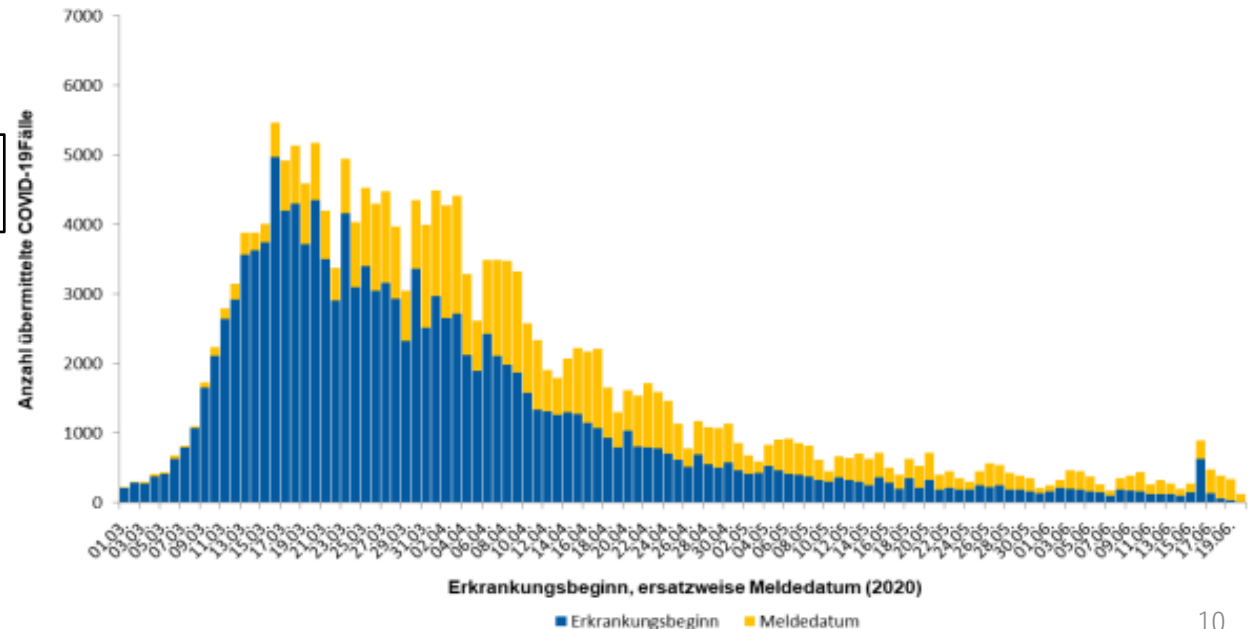
[Deutschland.de., "Chancellor Angela Merkel on the Corona Crisis in Germany"](https://www.youtube.com/watch?v=EMWCqUEIFP8)
<https://www.youtube.com/watch?v=EMWCqUEIFP8>
[2020.05.2最終アクセス]

ブレーメンを事例に

- ドイツ北部に位置する都市州（州と同格）。
- 感染者数の発生は人口比に対してドイツ平均を上回る状況にあったが、死亡率比率はドイツ平均を下回る状況が続いている。
- 6月21日時点で、現在患者数166人、累計患者数1651人、退院者数1436人、死亡者49人。新規感染者数は3人前後で推移している。
- ブレーメンの感染者発生状況（直近1週間）は8,2（ドイツ平均3,9）、死亡率比率は7,2（ドイツ平均10,7）。

出典：<https://www.senatspressestelle.bremen.de/detail.php?gsid=bremen146.c.338619.de&asl=bremen02.c.730.de>

ドイツ全体におけるCOVID-19発生状況：
3月1日ー6月21日



出典：https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Situationsberichte/2020-06-21-de.pdf?blob=publicationFile

ブレイメンにおける学校閉鎖期間 3月中旬～4月下旬

閉校中のガイドラインの作成時期・内容・課題：

- 家庭学習中心。
- 学習教材は州のオンライン動画ポータルサイト **its-learning** よりアクセス。
- 州で共通の教材が配信された。
- この他メールでの送信、学習セットを保護者が学校に取りに行く場合もある。
- 自宅で印刷が必要な教材は推奨されていない。教材を保護者が印刷する必要があるが、ベルリンでは20%の家庭にプリンターがなく、ブレイメンではその割合がもっと高いと想定されるため。
- 家庭学習では、保護者によるサポートが必要。ただし教員と同等の役割を果たすことは求められていない。あくまでもサポート。できない場合は問題ないと記載あり。※学校再開後、家庭学習のサポートがなかった家庭に、どのように対応をしていくのか。格差の広がりが懸念される。
- 初等教育段階の子どもの学びには、本来教員やクラスメイトとのやりとりが特に重要なことから、保護者と子どもとの共同作業が望まれている。
- エssenシャル・ワーカーの子どもや障害をもつ子どもに関しては、閉校中も福祉の観点から学校（主に終日学校）にて受け入れを継続。
- ただし、子どもたちのケアを担当したのは教育士、社会教育士、社会福祉士などである。

ブレーメンにおける学校再開時期

- 5月18日から段階的に再開（分散登校）。5月12日付け教育省決定、通知。
- ただし、ソーシャルディスタンスへ配慮、授業を受ける時間数は制限されている。6月中旬から通常通りの授業を再開。

(経過)

- 4月22日から5月8日 アビトゥア（大学入学試験）実施のため、開校。
- 4月27日～ **上級学校第10学年**を対象に対面授業および試験準備のため週に8時間の授業実施。
- 5月4日～ 基礎学校**第4学年**を対象に週に4時間の対面授業、ギムナジウム上級段階の生徒のため対面授業再開
- 5月18日～ 第4学年週に2度来学。第1～第3学年は段階的に学校再開。終日学校については、給食および放課後サポート再開（ただし、緊急的な措置）。ギムナジウム上級段階および第9学年は週に2回対面授業再開。
- 5月25日～ 第1～第3学年は週に2日（合計8時間以上）対面授業再開。**1クラス6人まで**。第5学年～8学年段階的に登校再開。週に2日（合計8時間以上）対面授業再開。
- 6月15日～ 通常通りの授業再開。各学校児童生徒を半分にわけ、二日おきに登校開始し、対面授業実施。（二部制ではない）

ブレメンの開校における方針

- 通常通りの授業再開にあたり、クラス内でソーシャルディスタンスをとることを決定。
 - 学校でのマスク着用は議論を経て、州文部省およびKMKより着用を義務化しない方針を決定。マスクの着用は自己判断。
- ※報道を見る限り、教室内では誰もマスクをつけていない。
- 7月16日～予定通り夏休みに入る（8月26日まで）。

夏休み期間中のサポート

- 夏休み期間中、社会的不利な状況にある子どもを対象に、特別な教育機会を提供。
- 言語教育に重点が置かれている。
- 20の基礎学校を拠点に、教育者（保育士資格をもつ）、芸術セラピスト（Kunsttherapeuten）などが担当する。
- 参加にあたっては、保護者による申請が必要（社会段階4および5である家庭に申請資格あり）。参加費は無料。

出典：<https://www.bildung.bremen.de/sixcms/detail.php?gsid=bremen117.c.237989.de>

－新型コロナ感染症を経て学校のあり方への問い、課題は何か

- 例年より規模を縮小してではあるが、夏休み期間中に、特定の層（社会的困難を抱える層）を対象に、言語教育サポートを行い、休校期間中の学力格差を是正する仕組みを担保している。
- 休校期間中に子どもの受け入れを担当した保育士や社会教育士はコロナ禍において感染リスクを抱え、業務も集中した。一方で、教師は休校期間中は自宅待機／在宅勤務に。
- 学校再開後もゆるやかな教育方針のため、日本の教員のような多忙化はドイツの教員にはうまれにくい環境にある。
- ドイツの場合、日本の学校ほど、人（クラスメイト）とのかかわりを重視した学級づくりや教育実践は頻繁に位置付けられてはいない（教科教育中心で、学校行事が少ない）&個別（自己）学習スタイルが頻度高く導入されているため、ソーシャルディスタンスをとりながら授業を運営することは、日本ほど困難に直面していないと思われる。日本の学校の多くが学校行事の見直し、生活指導の見直し（やり方変更）が喫緊になっているのとは対照的。とはいってもドイツでの教育実践における変化も確実にあると考えられ、この部分は今後の現地調査の課題。
- なお、ドイツ固有の文脈で見れば、伝統的な役割分担を明確に持つ半日学校（＝教授学校）ほど、コロナ禍の教育を切り抜けやすいと考えられる（オンライン教育に適している学校形態）。終日学校で、午後のプログラム（特に体を集団で動かすプログラム導入）を充実させてきた学校ほど、打撃を受けていると考えられる。
- 「あらゆる子どもの教育機会の保障」に対して、連邦政府、州政府、自治体、各学校のガバナンス構造だけでなく、親の教育権や家庭の教育責任、子どもの自律的発達権などとの関係も問い直されている。公教育の正当性の範囲・限界の問題は特に義務教育において先鋭化しており、権限・権利のあり方をめぐる議論が生起している。